

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(おおだてしりつ じょうせいしょうがっこう)									
学校名	大館市立 城西小学校									
(ふりがな)	(おおだてしじょうせいちょう はちばんいちごう)									
所在地	秋田県大館市城西町8番1号									
電話番号	0186(42)3238			FAX番号	0186(49)5389					
学級数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計		
	2	2	2	2	2	2	2	14		
児童・生徒数	56	51	55	53	56	57		330		
(特支)	0	1	0	1	0	0		2		
教職員数	26人		学校運営協議会を置く学校として指定された年月日			平成19年4月1日				
学校運営協議会の委員数・構成	15人		内 地域代表 5人、保護者代表 2人、教職員 4人、 大学教授等有識者 2人、行政関係者 2人 学校運営協議会代表者(会長等): 滝沢勝秋(学識経験者)							
その他	平成15年7月		県内初の児童センターとの複合施設としての新校舎が完成							
	平成17~18年度		コミュニティ・スクール推進事業(国の事業)の調査研究指定校							
	平成19年4月		大館市教育委員会よりコミュニティ・スクールに指定(今年度で4年目)							
	平成20~22年度		学校支援地域本部事業(本事業を活用しさまざまな活動を展開している。)							
	平成18年度~		学校運営協議会で提言された内容を具現化するために、実働部隊として地域委員会を組織している。(平成22年4月現在地域住民、保護者、教職員25名)							

(平成22年7月7日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 平成15年に城西児童センターを併設したオープンスペース型の新校舎が完成。オープンスペースでの地域人材を活用した学習活動が多く実施されるようになった。(平成元年度発足した校舎改築期成同盟会が校舎完成まで様々な面で寄与)
- PTA活動は、一人一役運動をはじめ学校行事等への参加も活発であり、学校の諸活動を支える大きな力となっていた。(平成19年11月:日本PTA全国協議会会長表彰受賞)
- しかし、このように保護者や地域住民の皆さんの学校に対する思いはあったとはいえ、「地域と共に歩む」「参画」という視点から、教職員、保護者、地域住民が具体的にどのように動くかという点が見えない状態であった。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 「保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくり」を研究するために、平成17・18年度にコミュニティ・スクール推進

事業を実施。

○上記事業を推進するに当たって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第四十七條の五）3・4「学校運営に関する基本的な方針の承認及び運営に関する意見の申し出」の観点から、次の2点を仮説とした。

①学校と保護者、地域が連携して教育活動を企画・実施することにより、保護者や地域住民が参画できる組織の在り方や運営上の方策が明らかになるだろう。（運営協議会の前身のコミュニティ推進委員会、地域委員会の設置）

②教職員、保護者、地域住民の学校評価と学校運営協議会による評価の整合性を図ることにより、地域の声を反映させた学校運営に資することができるだろう。

*大館市公立学校における学校運営協議会に関する規則に明示

「第10条3 協議会は、当該指定学校の運営状況について、毎年1回以上の点検及び評価を行うものとする。」

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

○学校と地域を結ぶターミナル的な役割を果たす組織（地域委員会）の必要性

⇒地域委員会を立ち上げるために、公募及び推薦により委員を選出する。（学校からは校長、教頭、コミュニティ主任）

○地域のニーズを生かした活動をするための学校組織の見直し

⇒4指導部を再構築し、3プロジェクトチームに編成しペアで企画運営をする。

⇒プロジェクトチームと地域委員会の連携を図る。

○学校運営協議会の位置付け

⇒学校の課題に対応するための運営協議会と地域委員会の連携

○学校運営協議会による運営に関する意見申し出の具現化

⇒運営協議会による学校経営改善システムの構築（学校評価を通して）

○委員、教職員、保護者、地域住民への制度趣旨の説明

⇒情報発信（コムニタ、学校報、経営要覧、ポスターの配付、ホームページの開設）

⇒研修会等の開催（PTA諸行事及び研修会、夏休み研修会、各学年部親子学習会）

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

○学校教育目標「かなえよう夢 育てようやさしさ」を具現化するための教育活動を推進してほしい。

○地域の学校として保幼中高との連携をはじめ各地域団体と協力し、地域の教育力を生かした学校づくりを推進してほしい。

○学校運営協議会や地域委員会での様子を教職員に伝え、同一歩調で学校運営をしてほしい。

○学校評価項目の内容をより精選し、分かりやすく具体的な表現にしてほしい。

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 健康づくりや食生活の定着を図ってほしい。(早寝・早起き・朝ごはん)
- 「聞いて、考え、つなげる力」を授業を通して育ててほしい。
- 教師自身、聞き上手になってほしい。
- 学校内外での子どもたちの挨拶をよくしてほしい。

【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

- コミュニティ・スクールとしての学校づくりのを推進する担当教諭の増置
(平成21年度)

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 今年度の研究テーマを「コミュニケーション力の育成を目指して」とし、教育活動全般を通して「聞いて、考え、つなげる力」を育成している。
- PTA活動のテーマを「早寝・早起き・朝ごはん」とし、共通理解と共通実践を図りながら健康づくりに努めている。
- 学校評価指標の精選(20項目<平成21年度>→10項目<22年度>)

【教育活動に関すること】

- 毎月5日の朝にPTA生活部員とガード隊によるあいさつ運動や毎週木曜日のガード隊の下校指導の実施。
- 高校生との交流事業、夏休み学習会への高校生の参加。
- 夢をかなえるための講演会の実施。

【教職員の任用に関すること】

- 地元在住の教職員の割合が近隣の小学校より高い。(約95%)

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化(成果)

【学校(教職員)側】

- 本校独自の地域による教育活動への参画の方策が明らかになった。
- 地域住民の願いを学校行事や授業に取り入れるようになった。
- 地域人材や地域素材を生かした、学年経営が推進されるようになった。
- 学習のねらいに基づき、専門的な知識をもった人材を活用するようになった。
- 運動会、クラブ活動、放課後・長期休業日学習会・環境整備等にも日常的に地域人材を活用するようになった。
- 学校評価に基づき、授業改善が図られるようになった。
- 教職員が、「共働」「共育」「共感」を意識しながら、保護者及び地域住民と教育活動を行うようになった。

【教育委員会側】

- 学校運営協議会での指導助言
- 学校運営協議員の人選への助言

【園児・児童・生徒側】

- 登下校時の地域住民へのあいさつがよくなった。
- 地区運動会等の地域行事への参加率が高くなった。
- 異年齢との交流の機会が増え、コミュニケーション力の育成につながった。

【保護者側】

- PTA一人一役運動をはじめ、学習ボランティアや学校行事等で学校を訪れる回数や人数が増え、教育活動への参画意識が高まった。
- 子どもの健康面に対する関心が高まり、PTAテーマに対して共通実践を図るようになった。
- ベルマーク運動、エコ活動（プルタブ・古本・ペットボトルキャップ回収）、愛購運動等への協力体制が高まった。

【地域側】

- 地域から学校への情報がスムーズに届くようになった。（お礼、要望、苦情等）
- ガード隊の活動により、地域住民の防犯意識が高まった。
- 地域委員会メンバーのコーディネートにより、各種団体への依頼がスムーズになり、地域住民の学校への協力体制が整いつつある。
- 地域委員会が、運営協議会やPTA活動を支える存在として機能し、保護者及び地域住民の教育活動への参画を推進している。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- 運営協議会委員の構成について
⇒教育活動への参画意識が高まりつつある現在、学校関係者（学識関係者）と地域住民のバランスを調整し、子どもの実態に即した教育活動がより望まれる。
- コーディネーターの経費について
⇒これまで培った保護者及び地域住民の参画意識を推進するために、コーディネーターの存在は不可欠である。（学校支援地域本部事業は今年度で終了）

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 運営協議会委員の選出については、平成23年度に改選を迎えるため、教育委員会から助言をいただき、今年度中に本協議会に提案していきたい。
- 地域委員会を母体として、大館市地域づくり推進事業に応募し、地域支援学校本部事業の成果を生かしたコーディネーターの機能を継続させていきたい。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年5回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21. 4. 27	今年度の学校運営方針及び計画についての協議・承認
2	H21. 7. 28	前期前半の運営についての協議 学校評価についての理解・協議
3	H21. 10. 06	前期学校評価及び後期運営についての協議、(授業参観)
4	H21. 12. 16	後期前半の運営の在り方についての協議(授業参観) 教育委員会への意見具申についての協議
5	H22. 2. 26	今年度の学校運営及び学校評価についての協議(授業参観) 来年度の学校運営及び方針についての協議・承認
(補記) ・運営協議会の実働部隊といえる地域委員会を毎月1～2回開催し、具体的な活動の企画・運営を行っている。 ・学校行事(入学式、運動会、城西フェスティバル、卒業式)への出席。 ・平成22年2月7日、秋田県学校支援本部事業研究協議会において、当事業及び本運営協議会の実践について発表した。 ・平成21年度学校運営協議会委員研究会(平成22年3月23日実施)に滝沢勝秋委員長が出席。平成22年4月27日の第1回運営協議会の際に委員に内容を伝達した。		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

○学校運営協議会を置く学校としての指定期間(年数)※規則上

4年

○学校運営協議会の委員の任期(年数)※規則上

2年

○学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

- ・公募
- ・運営協議会委員及び地域委員会委員による推薦
- ・教育委員会による助言

○学校運営協議会の議事内容の公開状況

- ・ホームページ上で公開(学校評価含む)
- ・コムニタ(町内会へ回覧)及び学校報(全校児童配付)での周知
- ・掲示板での周知(コムニタ及び学校報)

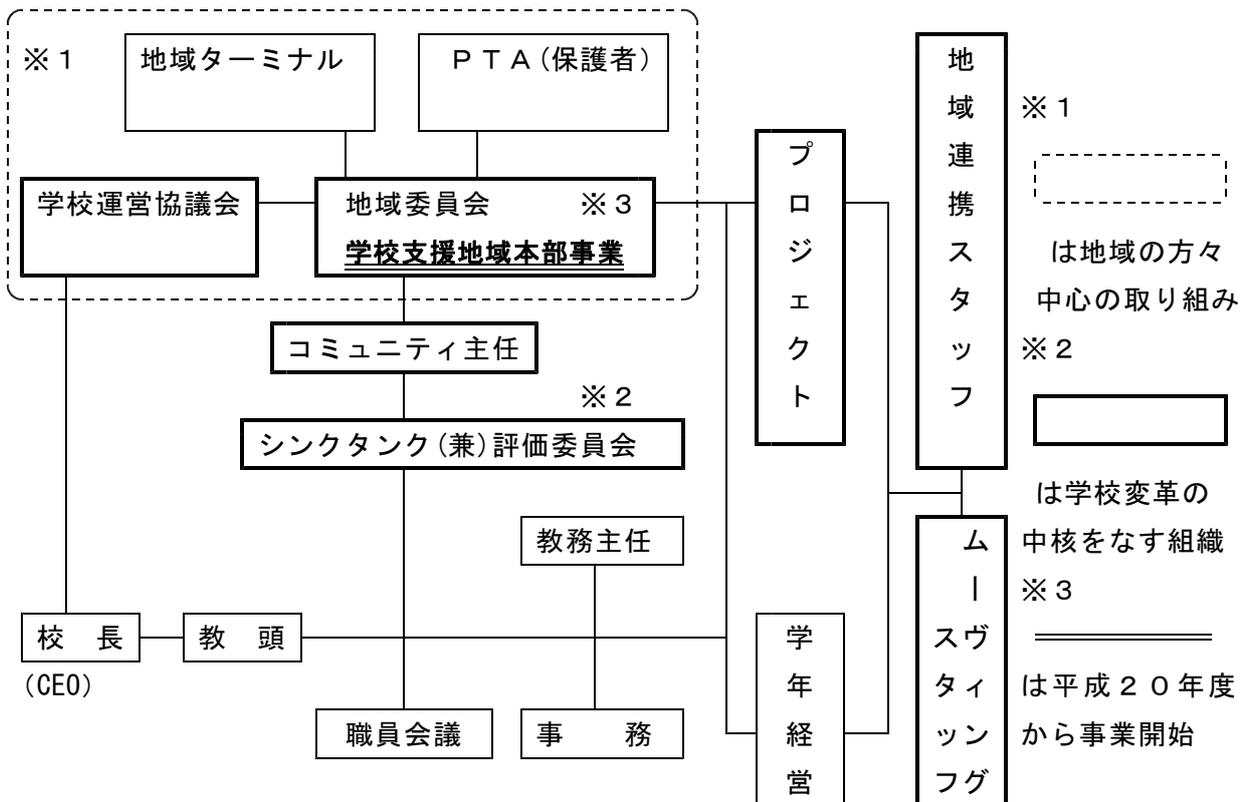
3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援本部事業等）との連携状況

○地域の教育力を生かし、学校の教育課題に対応する新しい組織

—学校安全ガードボランティア隊—

～JASS (JYOSEI ADMINISTRATE SYSTEM & STAFF)～

- ・経営組織に地域の教育力を取り込むスタイルを採用，地域委員会が機能し，授業や子どもの活動への人材配置，環境支援ができるような組織の確立
- ・平成20～22年度 学校支援地域本部事業の活用
- ・運営全般の企画立案・推進・まとめ・評価を行うシンクタンク
- ・地域委員会と連携し地域ニーズを取り入れた活動のコーディネーター役のコミュニティ主任
- ・毎年教育課題を明らかにしたプロジェクトでの取組の実施
- ・ペアを基本にしたムービングスタッフによる校内の日々の指導・管理



4. 学校運営に対する意見を聞く仕組み（学校関係者、外部アンケート等）との連携状況

○学校関係者評価・自己評価と学校運営協議会との関係

(1) 評価のねらい

- ①評価システムによる運営協議会を中心とした保護者・地域住民の教育参画の実現
- ②ガイドラインに沿った指標による義務教育の質の保証と学校像の実現状況の検証
- ③P-D-C-A-Cサイクルによる組織的な学校経営改善
- ④学校関係者評価の実施と結果説明・公表による信頼され開かれた学校づくり
- ⑤教育委員会への報告と意見具申のための基礎資料づくり

(2) 評価のシステム・内容や方法

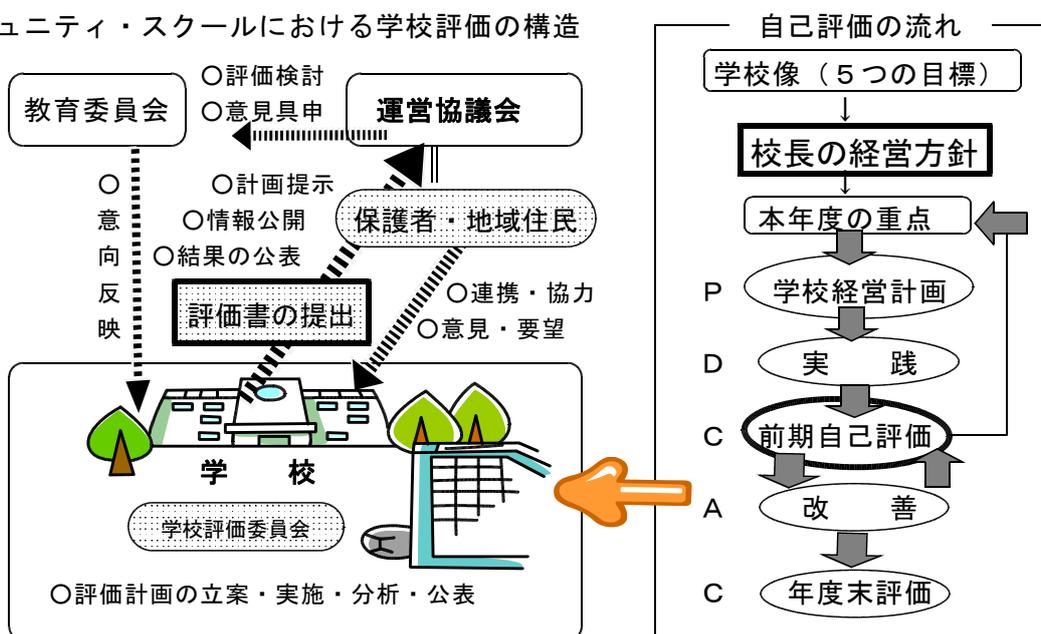
①システム

- ・ 運営協議会との関係を踏まえ、評価計画の立案, 提案, 評価の実施・集計・分析・検討、公表は学校評価委員会（シンクタンクが兼務）が行う。
- ・ 評価書を運営協議会に提出し、運営協議会で学校経営上の課題や重点を協議する。

②評価の内容と方法

- ・ 学校像に照らして評価指標、実践課題を定め、具体的な取り組みを評価する。
- ・ 資料の蓄積を図り、子ども・保護者・教師アンケートと合わせ総括的に評価する。
- ・ 組織的に課題を設定し、実践過程で創意工夫ができるようにする。

(3) コミュニティ・スクールにおける学校評価の構造



(4) 年間スケジュール

月	評価についての主な取り組み	
4	・ 実践課題・取り組み事項の作成 (各担当)・校内評価委員会での決定 ・ 運営協議会での説明、協議	P
4～9	・ 実践課題に沿った取り組みと随時評価	D
9	・ 前期評価の実施 ・ 学校運営協議会による外部評価 ・ 学校関係者評価	C
10	・ 実践課題に応じた取り組みの見直しと改善 ・ 評価結果の公表	A
10～12	・ 実践課題に沿った実施事業や取り組みと随時評価	
12～1	・ 年度評価の実施 (内容は前期評価と同様)	C
2～3	・ 運営協議会による学校関係者評価 ・ 評価結果の公表 ・ 教育委員会への報告と意見具申 ・ 次年度学校経営及び評価計画の作成	

(5) 特色ある取り組み

① 学校運営協議会による学校関係者評価の実施

- ・ 授業参観
- ・ 評価結果の妥当性の協議
- ・ 改善点の学校への意見具申

② 実践課題ごとの評価カード（下記例）の活用による評価の明確化

評価指標	1 教育目標・コミュニティの理解の浸透	実践課題	・ 教育目標の理解の浸透
担当	校長, 教頭	主な取り組み	
評価B	前 ----- 期 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営計画の作成と全戸配布 ・ 説明用資料の添付・PTAを活用した説明 ・ 学校報等を利用した理解の浸透, 啓発 	
	年 ----- 度 4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学期末PTAを活用した説明 ・ 学校報, 学年だより等を利用した教育目標具現 	
<p>【各種データ】○保護者アンケート(7月実施)「教育目標やコミュニティ…」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 十分達成31%, おおむね達成62%, やや不十分5% 不十分1% 			



③ 資料ケース(右写真)を使用した実践課題ごとの資料の蓄積

- ・ 実施計画
- ・ 実施に当たっての資料
- ・ アンケート結果

④ 「ズレ」や「変化」に焦点を当てた分析と改善計画 (※下記数値は評価値□/3)

(ズレの例) 児童理解に努めている。(アンケート: 7月)		(変化の例) コミュニティ・スクールであることを知っている。(児童アンケート)	
保護者	1.98 ◀ズレ▶ 2.44	職員	前期2.23 変化▶▶▶ 年度2.46
・ 子どもをよく見てきめ細かく対応してほしい	・ 様々な取り組みにより一人一人の悩みに対応している	分	城西フェスティバルや授業業の人材活用の機会に
対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の取り組みの状況をより多くの情報として流す。 ・ 学校に足を運んでもらい、子どもを見る機会を増やす。 ・ PTA懇談等でたくさんの子どもの様子を語り合う。 	析	コミスクのよさを話した。

(別添資料)

大館市立城西小学校学校運営協議会に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項に規定する学校運営協議会に関して必要な事項を定めるものとする。

(指定)

第2条 大館市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、校長、学校に在籍する児童又は生徒の保護者及び学校の所在する地域の住民(以下「地域住民」という。)の意向を踏まえ、学校運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く学校の指定を(以下「指定」という。)をするものとする。

2 指定は、校長からの指定の申請によることができる。

3 指定の期間は、4年とし、再指定は妨げない。

(協議会の承認事項)

第3条 法第47条の5第3項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 教育目標及び学校経営計画の基本方針に関すること。

(2) 教育課程編成の基本方針に関すること。

(3) その他、校長が必要と認める事項。

2 指定した学校(以下「指定学校」という。)の校長は、協議会の承認を得た基本的な方針に沿って、その権限と責任において学校運営を行うものとする。

(委員の任命)

第4条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 地域住民

(3) 指定学校の校長その他教職員

(4) 学識経験者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

3 指定学校の校長は、委員の候補者を推薦することができる。

4 教育委員会は、前項の規定による推薦があったときは、これを尊重しなければならない。

5 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

(守秘義務等)

第5条 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会の運営に著しい支障をきたすような委員にふさわしくない非行

(2) 委員として地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に利用する行為

(3) 前2号に掲げる行為のほか、委員の職の信用を傷つけ、又は指定学校の運営に著しい支障をきたす行為

(任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、委員の在任期間は、6年を超えることはできない。

2 第4条第5項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の在任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されときは、委員は、その身分を失う。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に会長及び副会長を置き、校長の推薦により協議会が選任する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(会議)

第8条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議事をつかさどる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員過半数で決し、可否同数のときは、会長の結するところによる。

4 議事事項に利害を有する委員は、当該議決事項に関して議決権を有しない。

5 会長は、必要があると認めるときは、校長と協議の上、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会長は、会議録を作成し、保管しなければならない。

(会議の公開等)

第9条 会議は、次に掲げる場合を除き公開する。

(1) 当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について協議する場合

(2) 協議会が特に非公開とすることが必要であると認めた場合

2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。

3 会議を傍聴する者は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(運営への参画促進、点検及び評価)

第10条 協議会は、当該指定学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めなければならない。

2 協議会は、地域住民に対し、協議会の活動状況に関する情報を積極的に提供するとともに、地域住民等の意見及び要望を把握し、その運営に反映させるように努めなければならない。

3 協議会は、当該指定学校の運営状況について、毎年度1回以上点検及び評価を行うものとする。

4 協議会は、毎年度終了後速やかに教育委員会に対し、協議会の運営状況を報告しなければならない。

(指導及び助言)

第11条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、協議会に対し、必要に応じて指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び当該指定学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必

要な情報を提供するように努めなければならない。

(指定の取り消し)

第12条 教育委員会は、前条第1項の規定による指導及び助言をしたにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、指定を取り消さなければならない。

- (1) 協議会としての活動に実態がないと認められる場合
- (2) 協議会としての合意形成を行うことができないと認められる場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、学校の運営等著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合。

2 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消しの事由を明示した書面を指定学校の校長に対し、交付しなければならない。

(委員の解任)

第13条 教育委員会は、委員から辞職の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、委員を解任することができる。

- (1) 第5条の規定に違反した場合
- (2) 心身の故障のため職務を遂行することができない場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、解任すべき相当の事由があると認められる場合

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認める場合には、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(運営等)

第14条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則並びに協議会の設置目的に反しない範囲において、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

(事務局)

第15条 協議会の事務局は、指定学校内に置く。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する経過措置)

2 協議会の設置後最初に開催される会議は、第8条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会
コミュニティ・スクール導入6年目をむかえて

H22.7.27
京都市立山階小学校
校長 平尾節子

1 はじめに

京都市山科区 歴史 地域性
創立138周年 学校の自然

2 学校運営協議会設置まで

H13生活科全国大会 H13～フルーツの森開き
H14創立130周年 H15～すずかけの会（PTA読み聞かせ）
H16～なかよし菜園 クラブ活動 みまもり隊結成

3 学校運営協議会「あいあい山階」

H17.9.2「あいあい山階」発足 「であい」「ふれあい」「ささえあい」
4委員会・10部会 地域38・学校20・保護者4191名 理事10名

4 設置当初の取組

部会・委員会ごとの視点から交流 講演会 全体会 共通理解
1年目 顔合わせ（であい） 2年目 情報の共有 3年目 課題の共有（ふれあい）
4年目 行動の共有（ささえあい）

5 双方向のかかわり

接点の拡大 活動の日常化・活性化

6 6年目をむかえて

量から質へ 感謝・自信・愛

7 成果と課題

あいさつ（アンケートから） 安心・安全 主体者意識
委員・スタッフの入れ替わり 保護者の啓発

8 「あいあい山階」をみんなのものに

パネルディスカッション あいあい山階オール保護者会
PTA委員の参加拡大

(別紙様式)

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(きょうとしりつさんかいしょうがっこう)								
学校名	京都市立山階小学校								
(ふりがな)	(きょうとしやましなくにしのおおてさきちょう) ※都道府県名のふりがなは不要								
所在地	京都府京都市山科区西野大手先町21								
電話番号	075(581)2143			FAX番号	075(581)2144				
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		2	2	1	2	2	2	3	14
児童・生徒数		41	40	38	44	50	53		266
	(特支)	0	1	1	0	1	3		6
教職員数	28人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成17年9月2日			
学校運営協議会の委員数・構成	118人	内訳	地域代表53人、保護者代表41人、教職員23人、 大学教授等有識者1人、 学校運営協議会代表者(会長等): 出口 実(元自治連会長)						
その他	平成17~18年度にコミュニティ・スクール推進事業(国の事業)の調査研究指定校となっている。								

(平成22年7月7日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況

1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況

- 学校に地域の人々が関わる事がほとんどなく、学校の環境整備は不十分だった。
- 全国生活科教育研究会(H13)の開催や130周年事業(H14)の取組をとおして、生活科や総合的な学習の時間などを中心に少しずつ学校教育活動に地域の方が関わるようになっていった。
- 地域と学校のつながりが盛んになり、PTA活動とも連携するようになって、PTA読み聞かせの会「すずかけ」が発足(H15)した。
- 子どもをとりまく大きな事件が発生したことをきっかけに、地域から子どもの登下校の安全を見守ろうと、「みまもり隊」が結成された。(H16)

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 地域とのつながりが急速に拡大し、保護者とのつながりも深まったことから、学校運営の大きな視野からこれらを整理し、しっかりとした組織として運用できる体制づくりを進めたいと考え、学校運営協議会「あいあい山階」を設置することにした。
- 平成16年度より学校運営協議会に取り組んでいた先進校(御所南小・高倉小)を実際に見学し、自校の学校運営に有効であると感じた。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営すべてを網羅する組織・体制づくり
⇒ 先進校（御所南小・高倉小）を見学して組織作りについて学んだ。
- 本校独自の運営協議会づくり
⇒ それまでの流れとその時点での活動を大切にしながら、足りないものを補い、自然に無理なく新しい体制が動き出すよう工夫した。
もともとの地域団体組織のつながりも大切にしつつ、学校とのかかわりのなかで新しく生まれた活動組織を明確にして、シンプルな組織と運営方法を心がけた。
- 委員の選定と打診
⇒ それまで組織していた「学校評議員会」をベースにして、自治連合会や少年補導委員会、民生委員会、女性会のリーダーの方々のご意見をいただきながら、バランスのとれた組織づくりを工夫した。
- 教職員への説明と関わり
⇒ 発足の際、趣旨や運営方法について職員会議などでよく説明するとともに、教職員を組織の中に位置づけ、継続的に協議する場を確保した。（協議会の日程の工夫）
協議会の持ち方を工夫し（全体会・部会・講演会）、教職員に司会・記録・発表を担当させた。
- 協議会の運営や企画
⇒ 発足当初は、各委員の交流を深めることに重点をおき、それぞれの立場から学校や子どもの実態について感じていることを出し合いながら、課題をつかんでいった。
学校評価アンケートや学力調査の結果分析を具体的に公表することによって、課題を明確にするための協議を進めてきた。

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

- 学校や子どもの実態についての共通理解や課題把握（あいさつ・生活習慣・家庭学習・読書など）が進み、学校・保護者・地域がみんなで行き届くことを具体的に考えていきたい。
⇒ 「あいさつ運動」「みんなで掃除」「10時に寝よう」など

【学校運営に関する事項に対するもの】

- 一般の保護者の理解度や参加率が低いという実態をふまえた働きかけが必要である。
⇒ 「芝生のコートをつくろう」「1家庭1活動以上を」など
- めざす保護者像を明らかにしよう。
⇒ 「支え合う親」「がんばる親」「考える親」「意欲のある親」など

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

- 「あいさつ」についての関心・意欲・態度を高めるため、全校朝会や学年・学級指導に意識的に取り上げたり、アンケート取って学校だよりやホームページに掲載したりした。
- みまもり隊やPTAとも連携して登下校のあいさつ促進を行った。
- 保護者の参加が促進されるよう、日常的な活動への案内をこまめに行ったり、協議会に参加するメンバーの窓口を広げたりした。

【教育活動に関すること】

- 子どもの「生きてはたらくことばの力」「語彙力」を育てるために、校内研究の重点を変更した。
- 読み聞かせ「すずかけの会」による全学年・学級への朝の読み聞かせ実施。

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 年間の取組が安定的に行われるようになったため、教育活動にかかわってもらう時の連絡、連携がスムーズになり、担任は学習計画が立てやすくなった。
- 顔見知りが増え、理事会などへも教職員が積極的に参加するようになった。

【園児・児童・生徒側】

- 地域ぐるみのつながりが深まり、あいさつの大切さに気付いて、自分からあいさつをする子どもが増えた。（アンケート結果から）
- 学校が安心・安全な場と感じ、不登校傾向児童がなくなった。
- 毎日の行事のなかで学校が楽しいと感じ、登校時間が早まっている。
- 自分の学校のおよさや特徴を感じ、自信を深めている。

【保護者側】

- 子どもに関わる地域の人々の存在に気づき、あらゆる場面で連携・打ち合わせしようとする動きが強まった。
- 地域のだれとでもあいさつをかわし、感謝の気持ちをあらわす姿が見られる。
- 山階校を愛する心が育っている。（子どもが卒業してもみまもり隊に）

【地域側】

- 学校運営協議会の集まりを通じて、地域の人同士のつながりが深まった。
- 地域の子どもは、地域で育てるという自覚が高まった。
- 学校行事やPTA行事への参加が増えた。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

○委員の入れ替わり

発足から6年目をむかえ、当初から委員を継続してもらっている方がほとんどだが、年齢を重ねるに応じて、委員を辞退される方もある。新しい委員を開拓することが大きな課題となる。

○学校スタッフの入れ替わり

たまたま現在の管理職は本校勤務が長く続いたが、学校の考え方を決める管理職の異動により、今の体制がうまく引き継いでいけるかどうかは不安である。校長・教頭・教務主任クラスが、学校としての取組の流れをしっかりと把握し、教職員をリードしながら、次のステージをひらいていくことができるよう、しっかりとした見通しを持つことが大切になる。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

○地域の委員については、今のところ、ありがたいことに、辞退される方が次の方を紹介いただくことも多い。メンバーの確保については、理事会の折などにいつもお願いしている。

○教育委員会に人事配置についての要請をしていく。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年7回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21.5.29	(理事会) 経営構想 学校予算 年間計画 組織表 など
2	H21.6.29	(全体会) 本年度の重点課題 具体的な取組
3	H21.10.22	(部会) 学校評価・学力調査結果から
4	H21.11.17	(全体会) 子どもたちの姿から パネルディスカッション
5	H21.12.18	(理事会) 「あいあい山階」の5年をふりかえって 講演会
6	H22.2.25	(部会) 成果の確認 今後の課題
7	H21.3.12	(理事会) 学校評価 学校関係者評価 次年度に向けて
(補記) ・11月17日には、研究発表会の中で、地域・保護者・学校の代表者が「学校運営協議会あいあい山階の5年をふりかえって」、その成果と課題について、パネルディスカッションを行った。		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

2 年
1 年

- ・ 地域委員は、毎年継続の意向を確認。辞退される場合後任者を推薦してもらう。
- ・ 保護者は本部役員を中心に、各委員長の他数名ずつ参加できる人にできるだけ多く出席してもらう。
- ・ 教職員は、校内校務分掌をもとに各部会にわりふる。教員だけでなく、できるだけどの職種の人でも参加できるように工夫する。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

- ・ 毎回協議した内容は、学校だよりや学校ホームページを通して迅速に公開している。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況

- 京都市では、学校運営協議会は数人の委員による協議組織だけでなく、学校支援地域本部事業的な活動をも含めて取り組んでいる。



4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 年間2回（前期・後期）全家庭・保護者に実施する「学校評価」の内容・方法について、学校運営協議会で検討している。
- 学校評価（保護者・児童・教職員）の結果を分析・考察し、学校運営協議会においてさらに検討を加えている。
- 学校運営協議会（地域）から直接的に評価を受けるアンケートも実施している。

(別紙様式)

平成22年度コミュニティ・スクール推進協議会 実践発表資料

(ふりがな)	(こだいらしりつ こだいらいひろくしょうがっこう)								
学校名	小平市立小平第六小学校								
(ふりがな)	(こだいらし おがわひがしちょうちょう さんのいちのに)								
所在地	東京都小平市小川東町3-1-2								
電話番号	042(341)0356			FAX番号	042(341)7467				
学級数		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特支	計
		3	3	3	3	3	3	0	18
児童・生徒数		82	88	92	111	97	103		573
	(特支)	0	0	0	0	0	0		0
教職員数	34人	学校運営協議会を置く学校として指定された年月日				平成19年4月1日			
学校運営協議会の委員数・構成	13人	内訳	地域代表(有識者含む)7人、保護者代表2人、副校長1人、公募2人 企業(保護者)1人 計13人 事務局・教職員3人 アドバイザー校長						
			学校経営協議会会長 石塚信治(六小地区青少年対策地区委員長)						
その他	<p>平成9年度に新校舎が建設され地域参画型の校舎となった。以来「地域の風が行き交う学校」として地域力を最大限に活かした教育活動を重ねてきた。</p> <p>平成16年度には、特色のある教育活動推進校(コミュニティ・スクールの実現に向けて)として六小運営協議会を設置した。そして、平成16年9月に第1回六小学校運営協議会(試行)を開催した。</p> <p>平成17年度・18年度、文部科学省コミュニティ・スクール推進事業の調査研究指定校としての研究を経て、平成19年度、小平市教育委員会より正式に「学校経営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」として指定される。4月18日には第1回学校経営協議会が開催され、今日に至る。</p> <p>※小平市では平成19年1月より学校運営協議会を「学校経営協議会」と称している。</p>								

(平成22年7月6日時点)

I 学校運営協議会設置までの経緯、設置後の改善状況**1. 「学校運営協議会を置く学校(コミュニティ・スクール)」指定前の状況**

- 本校では以前から、PTA活動、青少年対策地区委員会、子ども会等が活発に活動している地域で、学校の要請に支援ボランティアなどが率先して学校に協力していた。平成9年度には「地域の風がいきかう学校」をキャッチフレーズに掲げ、地域の特性を生かした教育活動を重ねてきた。また、「六小パートナー会議」を設置、広く地域の方々に集まっていただき、地域に開かれた学校のあり方を説明してきた。
- 総合的な学習の時間を中心に地域に子ども達の学びの場を広げ、教室にゲストティーチャーを招き子ども達の夢をつなぐなど、地域と連携した教育活動を進めてきた。
- 学校支援ボランティアとして、ふれあいマンデー(地域)、図書ボランティア(保護者)の活動が定着し、行政による教育サポートネットの後押しにより「学校コーディネーター」が誕生したと相まって次々と、ボランティア組織ができた。

- 上記の実践に対して、外部評価を実施し、その成果・課題を確かめながら進めてきたことが学校運営協議会制度を活用しようとして検討するに至った背景・きっかけである。

2. 学校運営協議会の設置を決めた理由

- 研究校時期も含め5年間、上記1にあるように着々と積み重ねてきたネットワークを確固たるものとして、さらに発展させることを願って、運営協議会の設置を決めた。
学校運営協議会を設置する事により全教職員の意識が高まると共に、保護者、地域の理解がさらに深まり三者がそれぞれの責任を自覚し、三位一体となって課題を解決していけるのではないかと考えた。

3. 学校運営協議会の設置方針の決定後から設置までの課題とその対応状況

- 学校運営協議会が企画～事業実施するには色々なボランティアを要請しなければならず、協議会メンバーにとっては大きな負担となる。
 - ⇒ 今現在ある学校支援ボランティアやその他のボランティアの位置づけを明確にし、また新たにボランティア登録をして、各部門の拡充を図る。それにはコーディネーターが必要になってくる。コーディネーターは学校からの要請に応えられるようコーディネートする。学校経営協議会は学校からの経営計画やボランティア等の報告を受け協議する。
 - ⇒ また、各ボランティアには熱心のあまり先生を超えないよう周知する事が大事
- あくまでも学校運営協議会は学校や教師の応援団として機能するのであって圧力団体にならないようにしていく。
- 学校運営協議会委員の候補者選定やその候補者への打診は
 - ⇒ 学校長が日頃の地域活動を評価して打診する。その際以下の点に考慮し政治、宗教、営利にかかわらず“真に子どものため”を考える人材確保を心がけた。
 - ① 校長の片腕となる経歴、力量がある人材
 - ② 地域の事情に精通している人材
 - ③ 現に学校運営に深く関りを持っている人材
 - ④ 地域企業のエネルギーやノウハウを教育活動に活かせる人材
 - ⑤ 公募※公募動機を（800字）を添えて応募してもらう。校長面接において考え方に偏りが無い判断し、教育委員会へ推薦者として挙げる。
- 委員や教職員などへの制度趣旨の説明は
 - ⇒ 委員へは、打診時に説明し教職員は2年間の研究指定校時の活動を経た事と運営協議会との協働の事業を行うことで説明している。
- 協議会の運営案の企画は
 - ⇒ 学校の提案により協議。
※協議会の提案により協議する事例もある。
例：学校避難生活体験
- 協議会の場で開示する学校情報・児童生徒情報の制限のあり方
 - ⇒ 学校情報や、児童情報のほとんどは協議会の場では公開。但し委員には守秘義務

あり。

⇒ 協議会の要点筆記内容や会議の様子をホームページや、コミュニティだよりで公開、内容によっては一部非公開。

○ 委員以外の保護者や地域ニーズの把握方法

⇒ PTA、青少年対策委員会、民生委員など他のボランティアの組織に加入している人が多いのでそこからの情報収集。また、広くニーズを広い拾いあげるために、校区内の全自治会にアンケートを実施し真に地域の願いが何かを掘り起こした。

○ ニーズ結果を協議会に反映するシステムの検討

⇒ 学校経営協議会で発言され協議し必要とあれば校長に改善要望をする。

例＝学校施設改善、学校公開週間の日程、通学路変更など

4. 学校運営協議会が学校や教育委員会に対してこれまでに提案してきた主な意見等

【学校運営の基本的な方針に対するもの】

○ 学校公開週間の日程変更

○ 子どもたちの言葉遣いの改善や、挨拶の取り組みを基本方針に明記する様に提案

【学校運営に関する事項に対するもの】

○ 地域の顔が見える学校にするため、事業を開発する様提案した。地域の総力を挙げた避難生活体験の実施。(H19、20、21年実施)



【学校の職員の採用その他の任用に関する事項に対するもの】

○ 公募の教諭、並びに、採用するに適した人材の具申

5. 学校運営協議会が提案した意見を踏まえた、学校や教育委員会の具体的な取組

【学校運営に関すること】

○ ふれあいパトロール(児童の登校見守りボランティア)の方々と連携して、「挨拶運動」を発展させた。更に、児童会活動を通して「挨拶標語」で児童の意識向上を図った。

【教育活動に関すること】

- 地域の課題を取り上げて、児童に活かした授業を体験させる「小川駅西口開発」を題材とした授業の提案。これは、6年生社会科の授業とタイアップした。(H19～21年実施)



【教職員の任用に関すること】

- コミュニティ・スクールである本校への勤務を希望する教員の募集

6. 学校運営協議会の設置後に感じられる変化（成果）

【学校（教職員）側】

- 学習支援ボランティアの協力により授業が充実してきた。
- 授業改善や、教材開発に積極的になり、新しい授業を意欲的に創造する様になった。
- 児童の課題を教職員だけが抱え込むのではなく、広く相談できることによって、以前より明るくなった。
- 教職員同士の連携が密になった。

【教育委員会側】

- 市内に19校ある小学校の中で、本校は19年度に最初のコミュニティ・スクールに指定され教育委員会としても高く評価している。本校の取り組みの成果を弾みとして、市内の小学校へ広まり、現在は本校を含め3校がコミュニティ・スクールの指定を受けている。

【園児・児童・生徒側】

- 地域に見守られているという実感を持ち、地域の一員であるという自覚が芽生え、規範意識が高まるようになった。その反面地域の人が多く学校に来るので児童に緊張感がなくなっているところがある
- 地域行事に積極的に参加する児童が増えた。

【保護者側】

- 保護者が参画できる授業や、事業が実施されることにより、これまで余り関心の無かった保護者も活躍する場を得ることが出来るようになった。

- いろいろな学習の場面に接する児童の姿を見て、地域の教育力の活用を評価している。

【地域側】

- よりよい授業づくりに協力ができたと評価している。
- 地域と学校の垣根が無くなり教職員が、地域に心を開いてきたと感じている。
- 学校教育に関わることによって、生きがいを感じ、児童からパワーを貰うと共に、自己が役立つ喜びを得ることができるようになった。

7. 学校運営協議会の設置後に抱えている課題

- いろいろな取組みや事業の実施に対し学校側の報告を聞くばかりでなく、委員も役割を担うことが必要。そのことにより委員一人一人が学校と協働しているという意識をさらに持つことができる。
- 保護者や地域住民の方々に、運営協議会の活動をよりよく知ってもらう方法を模索している。

8. 上記7の課題の解決に向けた今後の取組予定

- 各取組みの責任者に運営協議会委員が認定されること。
- コミュニティだよりの毎月の発行。
- 授業や事業へ気軽に参画できる場を意識して設定してゆく。

II 学校運営協議会の実際の運営状況等

1. 学校運営協議会の運営状況

(平成21年度実績：年12回開催)

回	年月日	議 題 等
1	H21. 4. 15	(1) 報告事項等・新委員紹介・今年度の抱負(自己紹介、全委員、事務局)・学校の現状と課題(新年度の様子、新1年生の様子、生活指導の方針、安全上の取り組み)・学校経営協議会年間予定・委員承諾書の提出 (2) 協議事項①学校経営方針について②平成21年度コミュニティ・スクール予算について (3) 自由懇談
2	H21. 5. 20	(1) 報告事項等・学校の現状と課題(子どもたちの様子、キッズパスの現状報告)・本年度の高額備品購入、施設改善予定 (2) 協議事項①平成21年度避難生活体験②平成21年度予算執行計画 (3) 自由懇談 教員公募
3	H21. 6. 17	(1) 報告事項等・学校の現状と課題(各学年ごとの様子他)、学校公開週間の様子、避難生活体験進捗状況 (2) 協議事項①平成21年度高額備品、校具備品要求計画②平成21年度施設改修等要望計画③教員公募 (3) 自由懇談
4	H21. 7. 15	(1) 報告事項等・学校の現状と課題(1学期各学年ごとの様、HP大賞、他)、夏休みの取組み、避難生活体験直前状況報告

		<ul style="list-style-type: none"> (2) 協議事項①教員公募、人事 (3) 自由懇談・50周年関係
5	H21. 8. 26	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事項等・学校の現状と課題他・夏休みの取組他（水泳 プラスタイム けん玉教室 将棋教室 英語の歌教室 粘 土教室 和太鼓教室 ペアクッキング 切り絵教室 ビー ズ教室 小平よさこい ふれあいマンデー 漢字検定 日 本再発見クッキング 百人一首大会 他）・避難生活体験報 告・教職大学院生受入 (2) 協議事項①新型インフルエンザ対策 (3) 自由懇談・50周年関係
6	H21. 9. 16	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事項等・学校の現状と課題（2学期のスタート、各学年 の子どもたちの様子、2学期の予定、道徳授業地区公開講座、 学校公開週間、健康&食育フェスタ、他）・学力調査分析報 告 (2) 協議事項①学校関係者評価②学校予算執行状況③50周年 行事、予算関係④＜非公開＞教員人事進行状況 (3) 自由懇談・運動会団結賞審査員、3年お店番体験
7	H21. 10. 21	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事項等・学校の現状と課題（新型インフルエンザ対応、 運動会、学校公開週間、他）・子どもたちの様子 (2) 協議事項①学校関係者評価②平成22年度コミュニティ・ス クール予算③50周年行事への取組④＜非公開＞教員人事進 行状況 (3) 自由懇談
8	H21. 11. 18	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事項等・学校の現状と課題（運動会、学校公開週間、 他）・子どもたちの様子と新型インフルエンザ対応・学校関 係者評価研修会報告 (2) 協議事項①50周年行事委員規約・組織②50周年行事各担当 部署より進捗状況・種々のアイデア募集・検討③50周年行事 予算見積もり④＜非公開＞教員人事進行状況 (3) 自由懇談
9	H21. 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事項等・学校の現状と課題（学級閉鎖等、職員表彰、 他）・子どもたちの様子・管外研修調整 (2) 協議事項①学校評価②50周年関係行事（祝賀会、バザー部・ 式典部・児童イベント部・記念誌部・総務部）③＜非公開＞ 教員人事進行状況（選考関係状況・産休代替教員・非常勤職 員・時間講師の状況） (3) 自由懇談・次年度に向けての要望
10	H22. 1. 20	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事項等・学校の現状と課題（3学期をスタートして、2 月11日教育活動実践報告会、表彰関係「五色百人一首関係・ 新聞コンクール」他）・子どもたちの様子・平成21年度運 動能力、体力調査の結果 (2) 協議事項①学校評価考察・改善②平成22年度学校経営基 本方針③50周年関係 (3) 自由懇談
11	H22. 2. 17	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告事項等・学校の現状と課題（学校公開週間・教育活動実 践報告会・表彰関係「マイタウンマップコンクール＜お店番 体験＞学校ビオトープ・学校新聞・学級新聞コンクール 他」）・子どもたちの様子・50周年関係取組み進捗状況 (2) 協議事項①平成22年度教育課程②平成22年度研究の方 向性③平成22年度行事予定④＜非公開＞人事進行状況

		(3) 自由懇談・学校経営協議会委員公募
12	H21. 3.17	(1) 報告事項等・学校の現状と課題（スポーツ教育推進校「都教委確定」特色ある教育推進校「市教委確定」、1年間を振り返って・子どもたちの様子・50周年関係進捗状況 (2) 協議事項①平成21年度予算執行状況・決算②＜非公開＞平成22年度学校経営協議会委員人事③＜非公開＞平成22年度教職員人事 (3) 自由懇談・1年間の反省と来年度に向けて・六小の食育の取組・キッズパスと連絡網 education の統合について
(補記)		
<p>・この他、学校運営協議会が、学校・(入学式、運動会、卒業式)教育委員会主催の学校関係者評価研修会などに参加するなどしている。</p> <p>第3回避難生活体験 組織＝実行委員会学校経営協議会と学校 総括責任者・学校長 実行委員長・学校経営協議会会長 副委員長・学校経営協議会副会長 副校長</p>		

2. 学校運営協議会に関する基本情報等

- 学校運営協議会を置く学校としての指定期間（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の任期（年数）※規則上
- 学校運営協議会の委員の改選方法の工夫

3年
1年

学校長が打診
公募

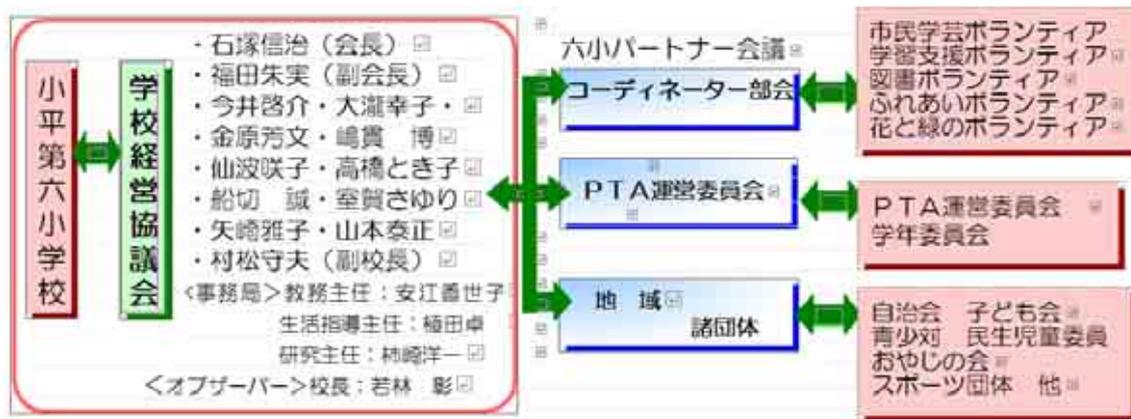
任期1年だが、一期（3年間）は出来るだけ継続してゆく。
一期ごとに見直しをする。

- 学校運営協議会の議事内容の公開状況

協議会の会議は公開している。報告事項・協議事項等について要点筆記のため簡潔にまとめて、ホームページや六小コミュニティ便り等で公開している。
以下については原則非公開にしている

- (1) 当該指定学校の職員の採用その他任用に関する事項について審議を行うとき。
- (2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。

3. 学校の教育活動に協力する仕組み（PTA、学校支援地域本部事業等）との連携状況



4. 学校運営に対する意見を聞く他の仕組み（学校関係者評価、外部アンケート等）との連携状況

- 学校長からこれらについて保護者や地域住民にアンケート(学校評価)をとり集約したものが報告される。それをもとに改善案を学校と協議・協働する。
- 学校運営協議会が直接保護者や地域住民と話し合う機会は持っていない。

5. その他

(別添資料)

- 小平市学校運営協議会規則

小平市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定により小平市立学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 協議会は、学校経営協議会と称する。

(指定)

第3条 小平市教育委員会（以下「委員会」という。）は、委員会が別に定める方針を踏まえ、次に掲げる事項を達成することができると認められる学校について、協議会を置く学校として指定をすることができる。

(1) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）及び学校の地域住民（小平市立学校通学区域に関する規則（昭和40年教委規則第4号）第2条に規定する学校の通学区域に住所を有する者をいう。以下「地域住民」という。）が当該学校の運営に参画することを通して、地域に開かれ、かつ、信頼される学校づくりを行うこと。

(2) 保護者及び地域住民の意向を学校の運営に的確に反映し、特色ある学校づくりを推進すること。

(3) 保護者及び地域住民が学校と協働し、学校の教育活動に参画すること。

2 委員会は、前項の指定をしようとする場合は、当該指定に係る学校の校長（次項の規定による申請をした場合を除く。）、保護者及び地域住民の意向を踏まえ、これを行うものとする。

3 校長は、第1項の指定を受けようとするときは、その旨を委員会に申請することができる。

4 第1項の指定の期間は、3年とする。ただし、委員会は、当該指定の更新をすることができる。

5 第1項から第3項までの規定は、前項ただし書の指定の更新について準用する。

(組織)

第4条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

(任命)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから委員会が任命する。

(1) 第3条第1項の指定をした学校（以下「指定学校」という。）の地域住民

(2) 指定学校の保護者

(3) 前2号に掲げる者のほか、委員会が適当と認める者

2 前項の場合において、指定学校の校長は、委員の候補となる者を委員会に推薦することができる。

3 委員会は、前項の規定による推薦があった場合は、これを尊重して委員を任命するよう努めるものとする。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第17条第2項の規定により指定学校の指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(免職)

第7条 委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を免ずることができる。

(1) 委員から辞任の申出があった場合

(2) 第11条の規定に違反して秘密を漏らした場合

(3) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(4) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。ただし、委員が当該協議会に係る指定学校の教職員である場合は、当該委員を除く委員のうちから会長を選出するものとする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第10条 会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の議により非公開とすることができる。

(1) 指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議を行うとき。

(2) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協議会の承認)

第12条 指定学校の校長は、次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

(1) 学校経営に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 学校予算の編成及び執行に関する事項

(4) 施設、設備等の管理及び整備に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定学校の校長が必要と認める事項

(意見の申出)

第13条 協議会は、指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、委員会又は当該指定学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が都費負担教

職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、委員会を経由するものとする。

（評価）

第14条 協議会は、指定学校の運営状況等について、毎年度評価を行うものとする。

（意向の把握及び情報提供）

第15条 協議会は、保護者及び地域住民の意向を把握し、その運営に反映させるよう努めるものとする。

2 協議会は、その運営の状況について、保護者及び地域住民に対し公表するものとする。

（協議会に対する情報の提供及び説明）

第16条 委員会は、協議会の円滑な運営を図るため、協議会に対し情報の提供及び説明を行うよう努めるものとする。

（指定の取消しに関する手続）

第17条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、協議会の運営の改善を図るため、当該協議会に必要な指導又は助言を行うものとする。

(1) 協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

(2) 協議会が機能せず、その設置の目的を達成することができないとき。

2 委員会は、前項の指導又は助言を行ったにもかかわらず、改善が認められない場合は、当該指導又は助言を行った協議会に係る指定学校の指定を取り消す。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、小平市教育委員会教育長が別に定める。

2 第8条から第10条まで、第13条から第15条まで及び前項に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。